

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年12月15日

公益財団法人日本バドミントン協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 日本バドミントン協会ホームページ参考URL：https://www.badminton.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款第3条に基づき、短期計画(事業計画)を毎年度策定しているが、選手強化部分においては中長期的な計画を策定している。今後、普及、マーケティング、ガバナンス等も含めた中長期計画を令和5年3月末までに策定する。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画(事業計画)は毎年度公表しているが、中長期計画についても策定後、令和5年3月末までに公表する。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画(事業計画)は、本部長会議、理事会等において協議、審議し、承認を得て、評議員会に報告している。中長期計画策定に当たり、関係者から幅広く意見を募り、執行部役員及び幹部職員で案を作成し、短期計画と同様に本部長会議、理事会等で、協議、審議し策定する。</li> </ul>	1.令和4年度事業計画 2.第396回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画(事業計画)で毎年度策定し、アウトソーシングや職員採用で、必要な人材数を柔軟に確保している。今後、人材の採用及び育成に関する計画を令和5年3月末までに策定する。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画(事業計画)を毎年度公表している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画については、関係部署から意見を幅広く募って執行部役員及び幹部職員において案を作成し、本部長会議、理事会等で協議、審議し、評議員会で承認を得ている。人材の採用及び育成に関する計画についても関係者から幅広く意見を募って執行部役員及び幹部職員において案を作成し、本部長会議、理事会等で協議、審議し策定する。</li> </ul>	1.令和4年度事業計画、 2.第396回理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政計画(収支予算書)について事業年度ごとに理事会で審議し、評議員会で承認を得ている。今後、財務に関しても長期的な計画を令和5年3月末までに策定する。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載し公表している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度ごとの財政計画(収支予算書)は、各部署からの情報を積み上げ、本部長会議、理事会で審議し策定している。今後、財政に関する中長期計画についても、令和5年3月末までに、幅広く意見を募り、執行部役員及び幹部職員において案を作成し、本部長会議、理事会で審議し策定する。</li> </ul>	3.令和4年度予算書 2.第396回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部理事の割合は、40%で目標割合(25%)に達している。(8名/20名)2022.4.1現在</li> <li>現在は、教授、議員、会社経営者、行政管理職等の経験者を外部理事として分類しているが、類似団体の分類を参考にしながら更に精査を行う。また、継続して目標を達成できるように理事、評議員が同時改選となる令和7年6月に向け、定款細則の改正などによる達成目標の設定を行う。なお、12月10日開催の理事会において、令和5年1月に臨時評議員会を開催し、外部理事を選任できるように準備を進めることの合意がなされた。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在理事の構成は、女性理事の割合が10%(2名/20名)である。その選出方法は、役員等候補者選出委員会により厳正に行われている。女性理事の割合を増やす目的を同委員会、理事会、評議員会では説明を行っているが、理事の半数は地区・連盟推薦理事であるため、直ぐには達成は困難な状況にある。同じ選出状況である上部組織を参考にして検討を行い、理事、評議員が同時改選となる令和7年6月に向け、定款細則の改正などによる目標割合の設定を行う。</li> </ul>	4.理事・監事名簿 2.第396回理事会議事録
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部評議員の割合は、36%で目標割合(25%)に達している。(20名/55名)2022.4.1現在</li> <li>現在は、教授、会社経営者、行政管理職等の経験者を外部評議員として分類しているが、上部団体や類似団体の分類を参考にしながら更に精査を行う。また、継続して目標を達成できるように理事、評議員が同時改選となる令和7年6月に向け、達成目標の設定を行う。</li> <li>評議員55名の構成は加盟団体(47都道府県協会及び8連盟)からの推薦者であり、その推薦方法については各団体の意向を尊重している。評議員の任期は4年であり、次回改選(令和7年)に向け、ガバナンスコードの目的を周知し、外部評議員の目標割合の設定について賛同を得ていく。</li> <li>目標設定時期については、理事、評議員が同時改選となる令和7年6月とする。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評議員55名の構成は、47都道府県協会及び8連盟の加盟団体からの推薦者であり、その選出方法については各団体の意向を尊重している。女性評議員の目標設定については、評議員の任期は4年であることから、次回改選(令和7年)に向け、ガバナンスコードの目的を周知し、啓発活動を通して理解を深めていただき目標割合を設定する。</li> <li>段階的な目標など具体的な目標設定については、同じ選出状況である上部団体や類似団体を参考にしながら検討を行う。</li> </ul>	5.評議員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスリート委員会を令和4年4月1日に設置し、定期的に開催することとし、第1回の委員会を4月に開催した。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員7名のうち3名を女性とし、バランスに配慮し選考している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスリート委員会規程(第3条)に、「委員長は選手強化本部長に意見を具申するとともに、選手強化本部長の諮問に応じ、選手強化本部長は委員会の意見を理事会に報告する。」と定めている。</li> </ul>	6.アスリート委員会規程 7.アスリート委員会名簿 8.アスリート委員会議事録要旨
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の定数は、定款第24条に定める15名以上20名以下であり、令和4年4月1日現在、理事20名で適正な規模と判断している。理事の中には、教授、議員、企業の経営者等、様々な知識を有している者で構成され、令和3年度においては、理事会を定例7回、臨時1回の合計8回開催し、実効性が担保されている。</li> </ul>	9.定款 4.理事・監事名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款細則第9条に役員定年制に関する定めとして、学識経験者を除く地区・連盟推薦理事及び推薦理事については、就任時70歳未満と定めており、学識経験者理事及び監事については、80歳定年を定めている。</li> </ul>	10.定款細則



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区・連盟推薦理事10名については、地区・連盟の意向により推薦されており比較的短期間の在任となっている。理事の多様性、専門性の観点で幅広く構成することを前提とすると、40代から50代からの任用もあり、一方で70歳定年制との関係からすれば在任期間を10年に制限することは貴重な力の喪失に繋がりにくい。役員等候補者選出委員会では専横化の可能性を回避することも意識し、再任回数の上限について研究する。</li> <li>・定款細則に理事の在任年数制限、連続の再任回数及び激変緩和措置、例外措置について規定することについて、令和5年6月開催予定の評議員会での改正を目指す。</li> </ul>	4.理事・監事名簿 10.定款細則
			<p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】</p> <p>理事20名のうち10年を超えて在任するものは、会長（1名）、副会長（1名）、専務理事（1名）、本部長（2名）の5名だが、任期中に東京オリンピックや世界選手権大会の開催が決定していたこと、IFの理事を務めていること、ガバナンスコードの推進、国内リーグ最高峰のS/Jリーグ改革などもあり、代表理事及び業務執行理事を務めることが必要不可欠であることから選任されている。令和3年度役員等候補選出委員会では議事録を作成していない。令和5年度の役員改選時においては議事録を作成する。</p>	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員等候補選出委員会規程を、平成23年4月1日に制定し運用している。令和3年度役員等候補選出委員会では議事録を作成していない。また、令和5年度役員改選においては、役員等候補選出委員会規程に基づき、役員等の任期満了の2か月前に設置する予定。議事録においても作成する。なお、12月10日開催の理事会において、令和5年1月に臨時評議員会を開催し、役員等候補者選出委員会規程を改正することにより、外部の有識者を選出委員会委員として選任できるように準備を進めることへの合意がなされた。</li> </ul>	11.役員等規候補選出委員会規程 12.役員等候補選出委員会細則 13.役員等候補選出委員会名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために、倫理規程を整備している。</li> </ul>	14.倫理規程 17.理事服務心得 24.就業規則 48.利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の業務に関する規程として、事務局所掌規程、情報公開規程、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程、競技用具器具検定審査規程等を整備している。	19.事務局所掌規程 20.情報公開規程 21.個人情報保護規程 22.特定個人情報取扱規程 30.競技用具器具検定審査規程 49.通報窓口運用規程 50.通報者保護規程 52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程
13	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の業務に関する規程として、事務局所掌規程、情報公開規程、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程、競技用具器具検定審査規程等を整備している。	19.事務局所掌規程 20.情報公開規程 21.個人情報保護規程 22.特定個人情報取扱規程 30.競技用具器具検定審査規程 49.通報窓口運用規程 50.通報者保護規程 52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程
14	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の役職員の報酬等に関する規程として、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、就業規則、給与規程、退職金規程を整備している。	23.役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 24.就業規則 25.給与規程 26.退職金規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・定款第3章において資産・会計について定めている他、各種規程として、公益目的事業基金規程、寄付金取扱規程を整備している。	9.定款 27.公益目的事業基金規程 28.寄付金取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・財政的基盤を整えるために各種規程として、会員に関する規程、競技用具器具検定審査規程、公認審判員資格登録規程を整備している	29.会員に関する規程 30.競技用具器具検定審査規程 34.公認審判員資格登録規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・代表選手選考に関する基準を定めている。 【審査基準(2)について】 ・現在、保護に関する規程は整備されていないが、選手選考への質疑又は要望については、アスリート委員会からも意見聴取し、選手強化本部で対応をしている。今後、権利保護に関する規程について、アスリート委員会及び選手強化本部と協議し、令和5年3月までに整備する。 【審査基準(3)について】 ・選手選考の基準は、選手強化本部、ナショナルヘッドコーチ及びA・B代表コーチ等で構成するメンバーで決定し、理事会に報告している。	31.日本代表選手選考基準 32.ジュニア日本代表選手選考基準
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・公認審判員に関しては認定・登録に関わる詳細が規程に定められている。 ・国内大会のレフェリー(競技役員長)の任命については、公認審判員規程第2条に定めている。また、主審や線審においては、主管団体(加盟団体:開催地)で選考し、担当する試合はレフェリーが決定している。	33.公認審判員規程 34.公認審判員資格登録規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問弁護士を置き、各種法的な相談ができる体制を確保し、財務会計部門においては、監査法人並びに公認会計士、社会保険労務士と契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、いつでも相談できる体制を整えている。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に本部長会議を開催し問題把握に努めている。弁護士等からも随時アドバイスをいただきながら法的知識の向上を図っている。</li> </ul>	35.顧問契約書 36.監査法人との契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催している。(令和3年度2回実施)</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理・コンプライアンス委員会は同委員会規程により、役割や権限事項が規定されている。今後、方針や計画の策定及び推進、実施状況の点検を行っていく。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会規程には、女性の構成は規定していないが、バランスに配慮し9名中3名が女性である。</li> </ul>	37.倫理・コンプライアンス委員会規程 38.倫理・コンプライアンス委員会名簿 39.年度別開催回数表 40.倫理・コンプライアンス委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員には弁護士、社会保険労務士、外部の有識者を配置している。</li> </ul>	38.倫理・コンプライアンス委員会名簿



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・実施計画に基づき、役員には令和3年6月開催の理事会において実施し、職員には随時、コンプライアンス教育を実施する。	41.公益法人の各機関の役割と責任(内閣府資料) 42.コンプライアンス研修実施計画書
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・コロナ対策により、2020,2021年度は中止としたが、通常、日本代表選手及び指導者に対し代表指定時や強化合宿時にコンプライアンス教育を実施している。今年度は、ジュニア代表については、令和4年6月9日実施した。一般代表については、10月に再開予定である。	42.コンプライアンス研修実施計画書 43.研修資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・審判員には資格審査認定委員講習会をはじめとする各種講習会、また大会開催時の審判会議において口頭でコンプライアンス教育を実施している。 今後は、2023年度の第1種大会の開催時まで、審判員向け教育用チラシの作成を行う。	42.実施計画書
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)について】 ・本部長会議、理事会等には、顧問弁護士も出席し、また、公認会計士や社会保険労務士等においても必要な事案についてはその内容の適否について事前に検証を行っている。 【審査基準(2)について】 ・法律に関しては顧問弁護士と常時相談できる体制を、また税務会計に関しては監査法人、公認会計士、社会保険労務士のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	35.顧問契約書 36.監査法人との契約書 44.契約書



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正な会計原則を遵守するために財務・経理に関する会計処理規程を制定しているが、それに沿った業務運営となるように、現在の事務処理について洗い出しと見直しを行い、日々の処理及び月次処理について改善出来るものについては令和4年12月分から、年度単位のものでは令和5年4月から実施する。また、大幅に見直しが必要となる財務・経理改革については推進プロジェクトの定例会を2か月に1度程度行い、令和6年度からの経理システムの機能アップを目指す。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人化された時から監査法人、公認会計士、社会保険労務士と契約を行い、また監事を設置している。監事については、令和3年6月から専門性を有するNPO法人の現職理事長、高等学校の現職事務長及び市体育協会事務局長経験者の合計3名を配置している。監事については、改選時に役員等選出委員会により適性を持った方が推薦され評議員会で選出される。次回の改選は令和5年6月となる。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な業務運営に関する監査も実施し、監査報告書を作成している。</li> <li>・令和4年12月からは、監事会を四半期ごとに開催し、財務諸表の他、予算執行及び出納処理について監査を行う。</li> <li>・令和4年12月からは、業務監査の一環として本部長会議にも同席し理事の職権濫用行為、法令の規定違反、公益目的に反するような行為等について監査を行う。</li> </ul>	15.会計処理規程 27.公益目的事業基金規程 29.寄付金取扱規程 4.理事・監事名簿 69.令和3年度期末監査報告書
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、JOCへ「選手強化NF事業補助金」の申請、令和4年度においては、日本スポーツ振興センターへ「toto助成金」の申請を行い、実施要項や運用の手引き等を参考に法令、ガイドラインを遵守し、適切な処理を目指している。</li> <li>・国庫補助金等による事業の実施については、これから実施する事業の各実務担当者に対して運用の手引き等を十分に周知し事業終了後は事務局が法令、ガイドライン等が遵守されているかどうかの確認を確実にを行う。</li> <li>・今後、補助金等の予算の執行の適正を期するために必要に応じて現地(主管団体等)に立ち入り帳簿書類その他の検査を行うようにする。</li> </ul>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 ・法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他)を事業所に常備し、閲覧できる状況を整えている。また、その中から事業報告書・財務諸表をはじめ、各種規程、資料等を本会ホームページにおいて開示している。	45.令和3年度事業報告書 46.令和3年度財務諸表 1.令和4年度事業計画
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 ・日本代表選手選考基準及びジュニア日本代表選手選考基準を本会ホームページにおいて開示している。	31.日本代表選手選考基準 32.ジュニア日本代表選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ・スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況に関する自己説明及び公表内容を作成し、本会ホームページにおいて開示している。	47.ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 ・多額又は重要な契約については、本部長会議、理事会等において個別に判断をしている。 【審査基準(2)について】 ・倫理規程第4条第3項において、「役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と明記しているが、利益相反ポリシーに基づいて適切に管理している。	14.倫理規程 15.会計処理規程 19.事務局所掌規程 48.利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利益相反ポリシーを、令和4年8月29日の理事会で制定し、運用している。この他、倫理規程第4条第3項においても、「役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。</li> </ul>	14.倫理規程 48.利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報窓口運用規程において、本会強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフ、本会並びに加盟団体の役職員等が利用できる通報相談窓口を設置し、当協会のホームページ等において、周知を行っている。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者保護規程第4条において、守秘義務を課すよう規定している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者保護規程第4条において、情報管理を徹底している。</li> </ul> <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者保護規程第5条において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。</li> </ul> <p>【審査基準(5)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員に対しては理事会等で説明し、職員へは情報を提供し通報に関する意識づけしている。</li> </ul>	49.通報窓口運用規程 50.通報者保護規程 51.HP画面印刷追加
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案により、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、加盟団体、学識経験者等が対応できるようにしている。</li> </ul>	14.倫理規程 52.司法機関組織運営規程 53.規律・裁定委員会名簿 54.不服申立委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程において、役職員が倫理規程に違反した場合の調査等の手続きを定めている。また、役員については定款において、職員については、就業規則において、更に、司法機関組織運営規程、登録者等懲罰規程において処分に関することを定めている。なお、役員等懲罰規程について、令和5年3月のまでの制定を目指す。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会等において、説明するとともに、当協会のホームページに掲載し、周知している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者等懲罰規程第14条にて、定めている。</li> </ul> <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者等懲罰規程第17条において、定めている。</li> </ul>	14.倫理規程 24.就業規則 52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法機関組織運営規程を定め、構成員は弁護士、学識経験者等、中立性及び専門性を有するものを配置している。</li> </ul>	52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程 53.規律・裁定委員会名簿 54.不服申立委員会名簿



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p><b>【審査基準(1)について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当協会における懲罰や紛争に対しては、代表選手選考を含む当協会規程等に対する違反行為について、中立的かつ専門的に行う二審制の独立司法機関組織を設け、客観的かつ速やかに紛争解決手続きをおこなっている。</li> <li>当協会では、当協会規則に則り、司法機関が理事会から独立し、かつ不服申立委員会を有しており、本原則が求める「迅速かつ適正な紛争の解決」に十分に取組んでいると認識している。</li> <li>司法機関組織運営規則において、不服申立委員会の決定は最終とするが、スポーツ仲裁機構裁判所(CAS)への不服申立は、できるものとする規定している。</li> <li>本審査項目については、上記のとおり独立司法機関を設置しており、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構と同等の機能を備えているが、令和4年10月27日開催の理事会において、当協会の決定に対する不服申立については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決することもできる旨の自動応諾条項を決議し、当協会の不服申立委員会への申立と選択できるようにしている。</li> <li>令和5年3月までに司法機関組織運営規程に自動応諾条項を定める。</li> </ul> <p><b>【審査基準(2)について】</b></p> <p>自動応諾条項の対象事項は、令和5年3月までに司法機関組織運営規程に、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に関わらず、代表選手の選考を含む本協会の決定を広く対象にした自動応諾条項を定める。</p> <p><b>【審査基準(3)について】</b></p> <p>スポーツ仲裁機構への申立期間については、令和5年3月までに司法機関組織運営規程において 懲罰等の不利益処分に対する不服申立に関わらず、代表選手の選考を含む本協会の決定を広く対象にした自動応諾条項を定める。</p>	52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程 53.規律・裁定委員会名簿 54.不服申立委員会名簿 66.第405回理事会議事録
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p><b>【審査基準(1)について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>懲罰の通知において、当協会が設立した独立司法機関内の不服申立委員会への不服申立手続の可否及びその手続きの期限を書面にて通知すると定めている。なお、不服申立委員会への不服申立手続きについて記載した通知書様式を使用して通知する。</li> </ul>	55.登録者等懲罰規程 56.処分通知様式

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上部団体・関係団体の取り組みを参考に、当協会の特性を踏まえたマニュアルを令和5年3月末までに整備し、その実効性の検証や仮想訓練の実施に取り組む。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルについては未整備のため、危機管理体制の構築に向けて令和5年3月末までに整備する。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んだマニュアルを令和5年3月末までに整備する。</li> </ul> <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルに、不祥事対応としての外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んだマニュアルを令和5年3月末までに整備する。</li> </ul>	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、社会保険労務士を含む倫理・コンプライアンス委員会が倫理規程に基づき対応している。</li> <li>・令和3年10月にJOC等に出された申出書(内容は、①元職員による金員の横領事案、②補助金の不正受給)に基づきJOCからの調査通達を受け、令和4年4月に第三者委員会を設置し、その件について調査がなされ、9月13日に報告書を受理した。</li> </ul>	37.倫理・コンプライアンス委員会規程 14.倫理規程 68.調査報告書
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月に設置された第三者委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者で構成されている。</li> </ul>	57 第三者委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限関係については、定款第11章及び定款細則第2条、倫理規程第3条、第4条、第5条、地区・連盟代表者協議会規程第2条において規定している。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)適合審査自己説明において、ガバナンスコードの着実な実施を目指して、評議員会、加盟団体事務局長会議などの機会を活用し情報提供を行う方針を示している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体(地方組織)との連携を密にし、組織運営及び業務執行について指導、助言及び支援を行う為、各地区、連盟の代表者との協議会を定期的開催している。(令和3年度2回開催)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大で2年間開催できていないが、2018年度には、本会の中長期ビジョンや事務局方針等を説明する「NBAフォーラム2019」を開催しており、今年度は2023年3月に開催を予定している。また、令和3年6月13日開催の評議員会において、「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)と(中央競技団体向け)」を説明し、ホームページ等での自己説明の公表を促した。</li> <li>・都道府県協会などの加盟団体から、目的を達成するための相談等があった際には、指導、助言及び情報提供等の支援を行っている。</li> </ul>	<p>9.定款</p> <p>14.倫理規程</p> <p>58.地区・連盟代表協議会規程</p> <p>59.スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)</p> <p>60.スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)</p> <p>61.NBAフォーラム資料</p> <p>62.加盟団体組織関連図</p>
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度6月に開催した評議員会では、本会が行った司法機関の見直しについて資料を配付し、説明を行った。再度、事前調査を行い、事務レベルでの詳細説明を実施する予定である。</li> <li>・令和3年度6月13日開催の評議員会において、「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)と(中央競技団体向け)」を配付して説明し、加盟団体の自己説明の公表を促した。</li> <li>また、今年度は、加盟団体の事務局長会議と称して、本会の中長期ビジョンや事務局方針等を説明する「NBAフォーラム2023」を来年3月に実施する予定。</li> <li>・令和2年度からは、新型コロナウイルス対策ガイドラインを作成し、随時更新を行い、運営等における情報提供を実施している。</li> </ul>	<p>63.司法機関組織の見直し</p> <p>59.スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)</p> <p>60.スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)</p> <p>61.NBAフォーラム資料</p> <p>64.新型コロナウイルス対策ガイドライン</p> <p>65.新型コロナウイルス対策ガイドライン(3章バドミントン競技)</p>